

中山間地域等直接支払制度 中間年評価（案）【概要版】

平成30年2月

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

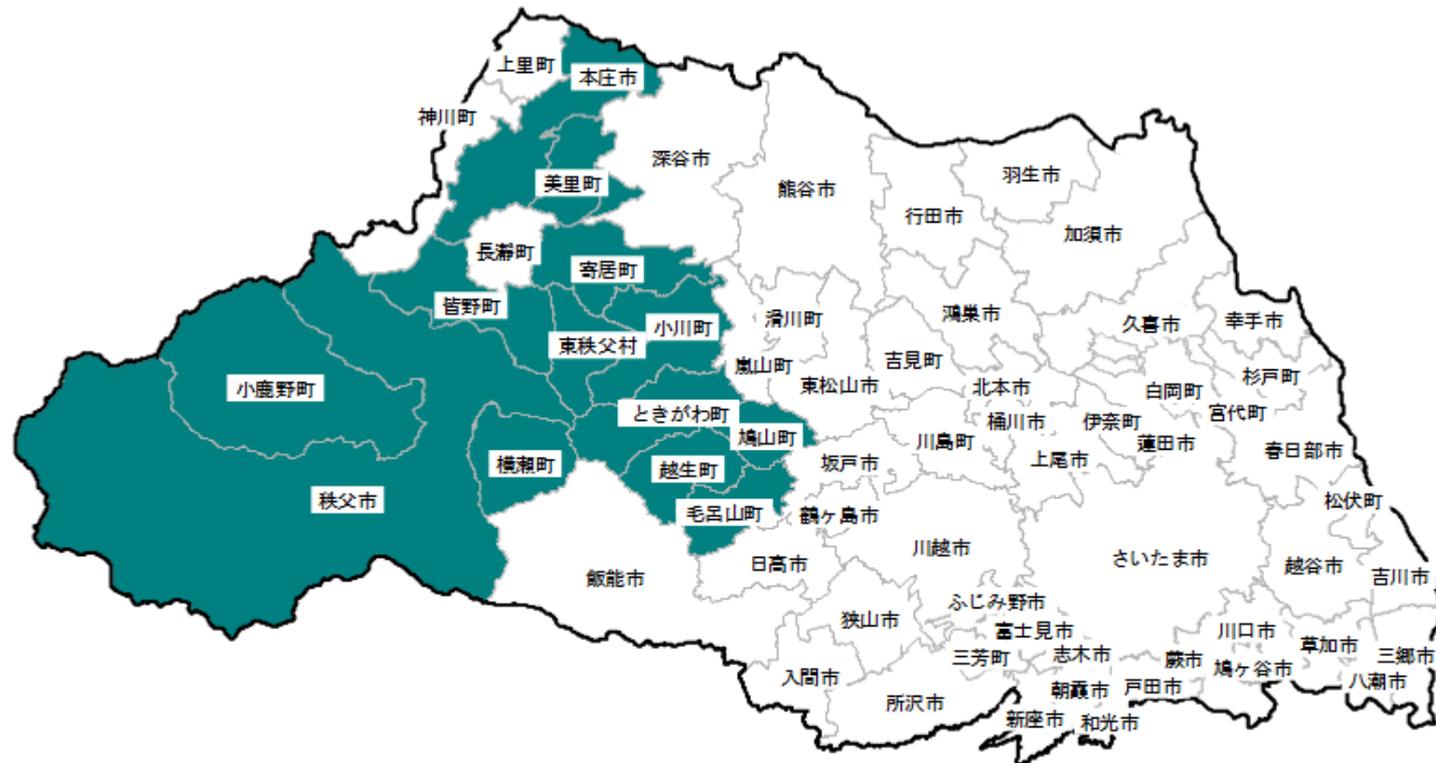


1 埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(1) 実施市町村数 13市町村

秩父市、本庄市、毛呂山町、越生町、小川町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、美里町、寄居町

埼玉県の中山間地域等直接支払制度実施市町村



1 埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(2) 協定数 62協定

□協定種別

集落協定：59協定（95.2%） 個別協定：3協定（4.8%）

□単価別

体制整備単価：52協定（83.9%） [集落協定49協定、個別協定3協定]

基礎単価（体制整備単価の8割）：10協定（16.1%） [集落協定10協定]

(3) 交付面積 347ha

□地目別

田：197ha（56.8%） 畑：150ha（43.2%）

□単価別

体制整備単価：310ha 基礎単価：37ha

□交付基準別

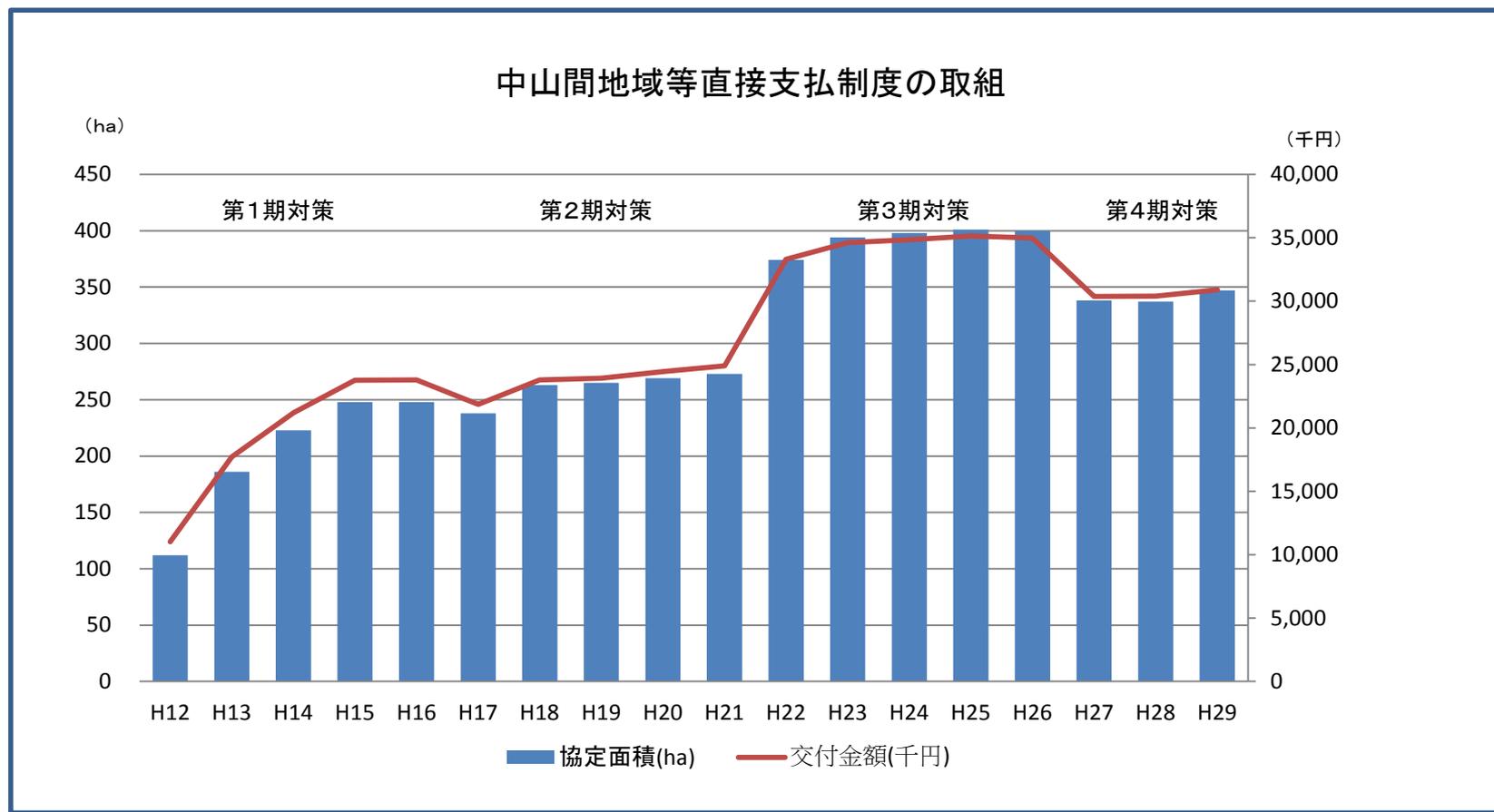
急傾斜：117ha（33.7%） 緩傾斜：206ha（59.3%）

高齢化率・耕作放棄地率：24ha（7%）

1 埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

(4) 交付金額 30,887千円

(5) 取組の推移



2 中間年評価の全体像

中山間地域等直接支払制度の中間年評価の実施内容



制度の改善・見直し及び最終評価の円滑な実施

2 県が実施する中間年評価

中間年評価の目的

中間年評価は、市町村段階、都道府県段階並びに全国段階において○集落協定等で定めた農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況等、○耕作放棄の抑制、集落の維持等、○行政の取組等の成果と課題を明らかにし、協定への支援、制度全体の見直しを図る。

【評価区分】 交付金交付（集落協定等）の各項目の評価

【優良】	目標以上の達成が見込める
【適当】	目標の達成が見込める
【要指導・助言】	目標の達成に課題がある
【返還等】	目標の達成が困難である

【評価区分】 交付金交付（集落協定等）の全体評価

集落協定等の各項目の評価を元に総合的に評価を行う。
【優】・【良】・【可】・【不可】で評価。



評価を反映



制度の成果と課題

平成27年度～平成31年度の5年1期対策で、今期は第4期対策として制度を実施している。
平成29年度（今年度）は5年1期対策の3年目の中間年にあたるため、平成31年度の最終年に向け、制度や取り組みの見直しを行う。

2 県が実施する中間年評価

協定の取組事項

○集落マスタープラン【全協定必須】

- ・ 10～15年後の集落の将来像を見据えた、5年間の活動内容及びスケジュール

①農業生産活動等として取り組むべき事項：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 耕作放棄の防止活動
- ・ 農道・水路の管理補修
- ・ 多面的機能を増進する活動

②自律的継続的な農業生産活動等：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

- ・ 農用地保全管理体制整備に加えて、下記A～C要件の一つを選択
- ・ A要件（生産性の向上）
- ・ B要件（新たな協定参加者確保）
- ・ C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）

○【任意事項】

- ・ 加算措置
- ・ 集落戦略の作成等

8割単価交付

10割単価交付

※締結した協定の取組活動を5年間以上継続して実施することで交付

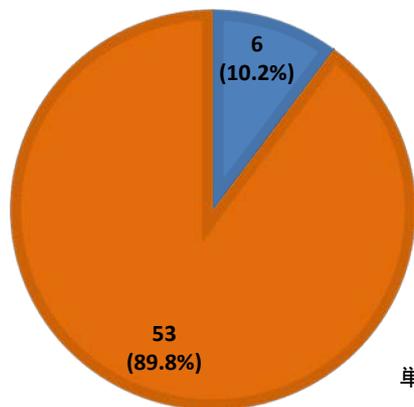
3 市町村の中間年評価結果

(1) 集落協定

①集落マスタープランに定めた取り組むべき事項【必須】の達成状況

活動計画に基づき取り組みを実施、集落の自律的・継続的な農業生産活動等の体制整備が進んでいる。

集落マスタープランに取り組むべき事項



単位: 集落

■ 優良: 高い達成が見込まれる ■ 適当: 目標の達成が見込まれる

集落マスタープランの項目 (おおむね10~15年後の実現を目途とした目標)

- 集落における将来像
 - ・ 自律的・継続的な農業生産活動等の体制構築
 - ・ 協定の担い手となる新たな人材育成・確保
 - ・ 農業生産物の直売・加工品販売等再生産可能な所得確保 など
- 将来像を実現するための目標と活動計画
 - ・ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成
 - ・ 高付加価値型農業
 - ・ 農業生産条件の評価
 - ・ 担い手への農地集積
 - ・ 担い手への農作業の委託
 - ・ 新規就農者等による農業生産
 - ・ 共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備
 - ・ 地場産農産物等の加工・販売 など

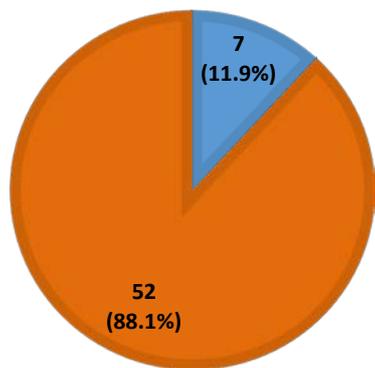
3 市町村の中間年評価結果

(1) 集落協定

②農業生産活動等として取り組むべき事項【基礎単価必須】の実施状況

多面的機能を増進する活動で、集落内の話し合いの充実が求められている集落もあるが、ほぼ全ての集落は農地の法面管理等の耕作放棄防止活動、水路・農道の共同管理等の活動及び景観作物の作付けや周辺林地の除草刈り等多面的機能を増進する活動が適正に実施されている。

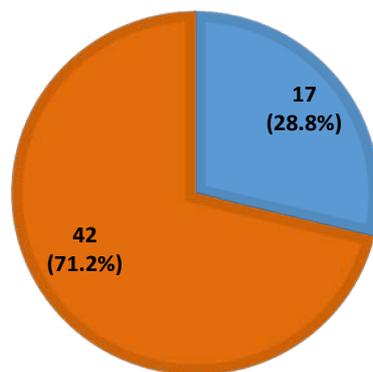
耕作放棄の防止等活動



- ・利用権設定、農作業委託
- ・既耕作放棄地の復旧、林地化
- ・農地の法面管理

など

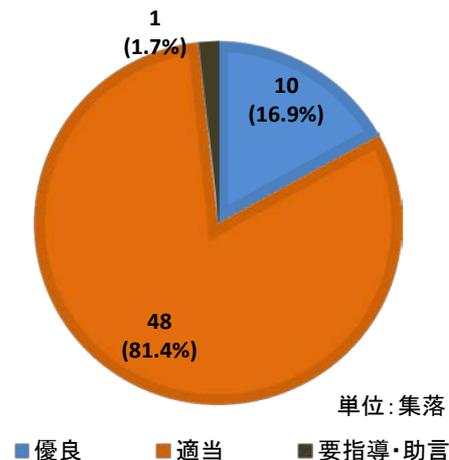
水路・農道等の管理



- ・草刈り
- ・水路清掃、農道簡易補修

など

多面的機能を増進する活動



単位：集落

■ 優良 ■ 適当 ■ 要指導・助言

- ・周辺林地の除草刈り
- ・体験農園の開設、運営
- ・景観作物の作付け

など

3 市町村の中間年評価結果

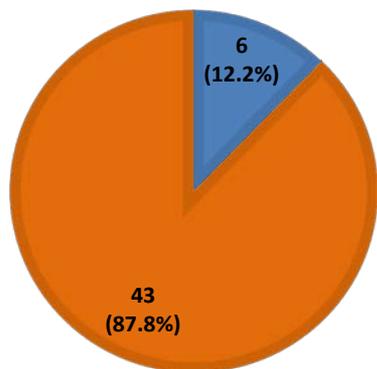
(1) 集落協定

③ 自律的かつ継続的な農業生産活動等【体制整備単価必須】の進捗状況

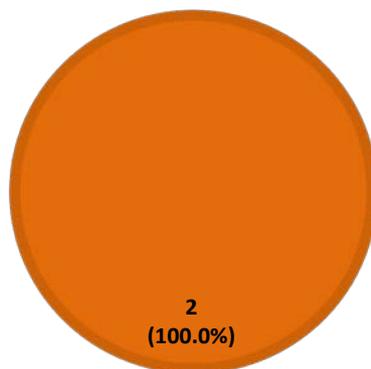
農用地等保全マップに基づいた活動が適正に実施されている。さらに、生産性の向上や担い手への農地集積に向けた取組や集団的かつ持続可能な農業生産活動等を確保する体制整備に向けた取組が順調に実施されている。

* 農用地等保全体制整備に加え、A～C から1つ以上選択、県内ではB要件選択なし A要件：2協定、C要件：47協定

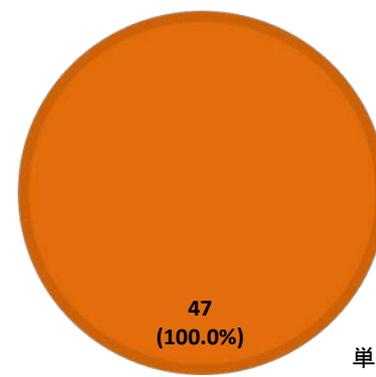
農用地等保全体制整備



A要件



C要件



単位：集落

■ 優良：目標以上の達成が見込める ■ 適当：目標の達成が見込める

農用地等保全マップの作成
及び実践

協定農用地の増加と
・担い手への農地集積
・機械・農作業の共同化
・高付加価値型農業の実践
など5項目から2つ以上選択

集団的かつ持続可能な体制
整備

3 市町村の中間年評価結果

(1) 集落協定

③ 自律的かつ継続的な農業生産活動等【加算措置】の進捗状況

※加算措置の取組は任意

法面の維持・補修等、超急傾斜の農地の保全活動や、加算措置を適用する農地で生産された農産物の販売促進活動等適正に実施されている。

県内では超急傾斜農地保全管理加算に2協定が取り組んでおり、【適当】の評価を受けている。

(参考：秩父市沢戸集落の取組)

(様式2)

超急傾斜農地保全管理加算の取組 (埼玉県秩父市吉田石間 ちちぶよしだいさま さわど 沢戸集落協定)

- 超急傾斜農地保全管理加算の取組開始を契機に、収穫物の直売を開始し、農業者の生産・販売意欲が拡大。

面積：7.2ha(畑) 交付金額：125万円(個人配分50%、共同取組活動50%)
協定参加者：農業者34人



地域の現状

- 当地区は、埼玉県秩父市の北部に位置する険しい山肌に拓けた山間集落で自家消費用の果樹や野菜を栽培。
- 平成12年度から取組を開始し、集落ぐるみで農地の維持管理を実施。共同活動として、農道・耕作道の保全管理等を実施し、機械作業時の安全確保を図っており、平成27年度からは超急傾斜農地保全管理加算に取り組んでいる。
- 農業者が安心して営農を継続させることができる環境を整えるため、シカ、イノシシ等への獣害対策が大きな課題。



【地区の外観】



【共同作業(農道管理)】

取組の概要

- これまで自家消費にとどまっていた果樹生産について、超急傾斜農地保全管理加算の取組開始を契機に、平成28年度から「吉田よいとこ祭」や「彩の国食と農林業ドリームフェスタ」で本制度の活動をパネル展示し、収穫される農産物(カボス等)のPRを実施するとともに、直売所への出荷を開始。あわせてチラシを作成し、直売所で配布。(平成28年度販売額:8万8千円)
- これまで自家消費していた果樹がPRにより収入につながり、農業者の取組意欲が拡大。今後、作業環境を改善し生産量を増やすため、小型運搬車等が通行できる農作業道を新設・管理し、果樹の植栽及び獣害対策用ネットの拡大を予定。



【収穫前のカボス】



【直売所での販売】

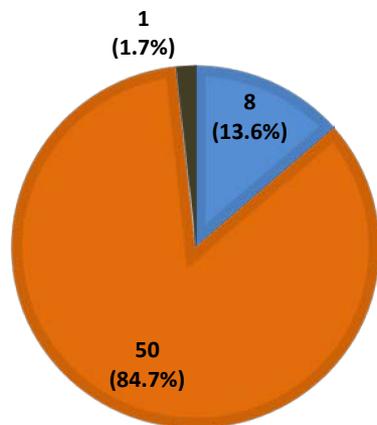
3 市町村の中間年評価結果

(1) 集落協定

④集落協定内での話し合いの状況

集落協定の共同活動や集落行事の再点検等の話し合いが活発に行なわれていないとの評価もあるが、ほとんどの集落では話し合いが活発に行われており、集落の共同意識の向上につながっている。

集落協定内での話し合いの状況



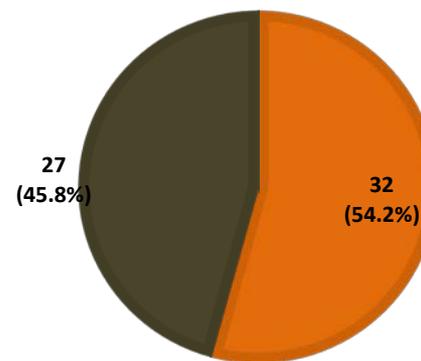
単位: 集落

- 優良: 目標以上の達成が見込める
- 適当: 目標の達成が見込める
- 要指導・助言: 目標の達成に課題がある

⑤集落戦略への取組状況【作成任意】

協定農用地の将来への引き継ぎ等10～15年後を見据えた集落戦略作成の意義・理解を深める必要がある。協定面積は15ha以下の集落も多く、集落戦略を作成する気運に至っていないと推測される。

集落戦略の取組状況



単位: 集落

- 適当: 目標の達成が見込める
- 要指導・助言: 目標の達成に課題がある

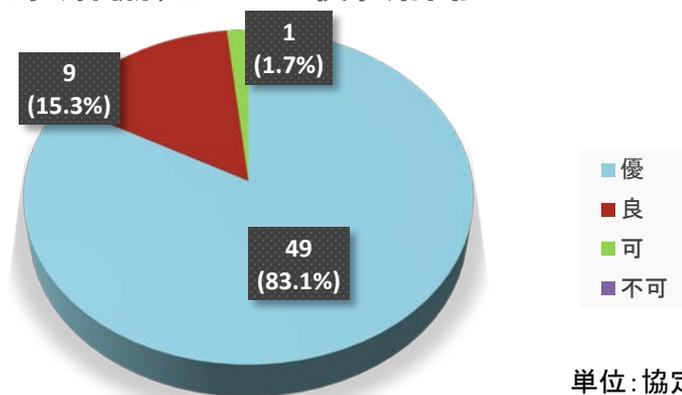
※集落戦略を作成することで、協定面積が15ha以上の協定等に制度の緩和措置が適用される。

3 市町村の中間年評価結果

- (1) 集落協定
⑤全体評価

市町村が実施した集落協定毎の全体評価の結果は、全59協定のうち【優】が49協定及び【良】が9協定、【可】が1協定であり、各地域で順調に協定締結事項が実施されている。

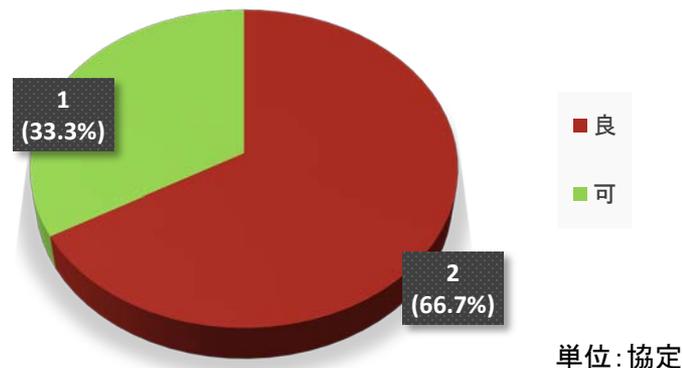
集落協定への最終評価



- (2) 個別協定

市町村が実施した個別協定毎の全体評価の結果は、全3協定のうち【良】が2協定、【可】が1協定と、協定締結事項は着実に進んでいる。

個別協定への最終評価



3 制度の成果と課題

(1) 制度の成果

①農業生産体制

交付金を活用して傾斜地の法面管理や農道の共同管理など、農地維持のための共同活動が取り組まれている。

個別協定においては利用権設定による農地集積、担い手の定着が図られるなど、農業生産体制整備に効果を上げている。

②所得形成

協定農用地で生産された農産物を加工・販売する取組や、農産物をPRするパンフレット作成等、販売促進活動を実施し、新たな所得形成が図られている。

③集落維持

共同活動実施にあたっての集落内での話し合いの活発化や景観作物の作付などによる農業の有する多面的機能の維持活動、活動継続が困難になった場合に備え、持続可能な体制整備が進むなど、集落維持が図られている。

④行政取組等

同交付金事務は複雑であり、市町村及び集落の事務負担が大きい。そのため、県が市町村に事務支援を行っており、交付金の交付時期を早め、早期執行につながるなど一定の効果が出ている。

3 制度の成果と課題

(1) 制度の成果

⑤総合的な評価

集落のアンケート調査の結果、本制度の活用が平成27年度～平成31年度の間
の協定農用地の維持・管理につながっていると回答した集落は57協定（96.6%）、
制度の活用がなくとも維持・管理可能と回答した集落は2協定（3.4%）と、
本制度の活用は集落の協定農用地の維持・管理に大いに効果があると考えられる。

また市町村の集落・個別協定への評価は、全ての協定で適正に協定の締結活動を実施
していると評価し、今後も充実した協定締結活動の実施が望まれる。

(2) 制度の課題

制度の活用により集落の共同意識を保ち、農業生産活動の継続や耕作放棄防止につな
がっているが、担い手確保、集落から都市への人の流出や、更なる生産性向上等、積極
的な取組に向けた活動にはまだ十分とは言えず、課題となっている。

4 県中間年評価（案）

- 本制度を活用した協定締結事項は適正に実施されており、中山間地域の農業生産活動や農地の維持管理に大きな役割を果たしている。
- 一方で、集落の更なる過疎化・高齢化により、現行活動の維持が懸念される。共同活動の農地維持・管理活動はもちろんだが、都市部など外部との積極的な交流を図り、地域内外が一体となって、中山間地域を支え、地域の活性化が望まれる。
- 中山間地域等直接支払制度は中山間地域の継続した農業生産活動、農用地の維持・管理に必須であり、次期対策以降でも制度の継続が望まれる。一方で、深刻な地域の過疎化・高齢化により、協定締結事項の5年間以上の継続した実施が困難との声もあり、柔軟性のある制度拡充が望まれる。